## 航空法

1. 案内情報

① 手続名② 手続根拠: 業務範囲外行為の許可② 手続根拠: 航空法第28条第3項

③ 手続対象者 : 試験飛行等のため業務範囲外行為をなそうとする者

④ 提出時期 : 試験飛行等のため業務範囲外行為許可を得ようとするとき

⑤ 提出方法 : 航空法施行規則第51条の2により申請書を作成し、添付書類とともに、

国土交通省の以下のいずれかの部署へ提出してください

(日本国籍機に乗り組む場合)

・本邦外での飛行の許可を必要とする場合: 国土交通省航空局安全部安全政策課

・上記以外で離陸地点が静岡県、長野県、新潟県以東の場合: 東京航空局保安部運航課

・上記以外で離陸地点が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合: 大阪航空局保安部運航課 (外国籍機に乗り組む場合)

・同一飛行場で離着陸を行う場合で、当該飛行場の所在地が静岡県、長野県、新潟県以東の場合: 東京航空局保安部運航課

・同一飛行場で離着陸を行う場合で、当該飛行場の所在地が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合: 大阪航空局保安部運航課

・上記以外の場合: 国土交通省航空局安全部安全政策課

⑥ 手数料 : なし

⑦ 添付書類・部数 : 飛行経歴その他の経歴を有することを証明する書類他

詳細は申請窓口にお問い合わせください。

⑧ 申請書様式 : 航空法施行規則第51条の2

⑨ 記載要領・記載例: 提出先にお問い合わせください

## 2. 窓口情報

① 提出先:

国土交通省航空局安全部安全政策課 03-5253-8111 (内線50316) 東京航空局保安部運航課 03-5275-9321 大阪航空局保安部運航課 06-6937-2781

- ② 受付時間:提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口:①と同じ

## 3. 手続情報

① 審査基準 : 通達「航空法第28条第3項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について」

(平成15年国空乗第167号)

② 標準処理期間: 国土交通省航空局安全部安全政策課による手続を必要とする場合:1ヶ月

地方航空局保安部運航課による手続を必要とする場合:10日間

③ 不服申立方法:(行政不服審査法の規定による)